

安中市新庁舎議場システム構築委託事業仕様書

1 概要

議場システムは議会運営の効率性および確実性を確保することとし、構築にあたり安定した運用が確保できるよう努めること。必要な機器およびソフトウェアの設置、構築に関する以下の内容を業務範囲とし、議会事務局その他新庁舎建設に関わる部署と調整を行い、承諾を得たうえで実施すること。

- ①機器およびソフトウェア等の調達および指定場所への搬入。
- ②必要な配管および配線作業。
- ③導入機器設置および初期設定、システム調整作業。
- ④システム導入にあたっての操作研修およびサポート。
- ⑤新庁舎建設工事関連業者との必要な打ち合わせ。
- ⑥その他、発注者より依頼のあった関連業務。

なお、本仕様書に記載がない事項であっても、業務を遂行するために必要な事項は全て実施するとともに従事者に周知徹底し、業務遂行にあたること。

2 基本要件

議場システム構築の基本要件は次のとおりとする。

- ①安中市議会議場の音響、映像、録音システムを新設する。
- ②機器等は、省電力、省スペースおよび容易にメンテナンスが可能であること。
- ③システムの操作について、専門的知識のない事務局職員であっても、簡単に操作ができる機器およびシステム構成であること。
- ④操作を必要としない機器類は、操作性を最大限に考慮し、必要な箇所に必要な機器収容部を設け機器を収容すること。
- ⑤操作を必要とする機器、および映像を確認する機器等は、事務局操作席機器に設置すること。
- ⑥配管および配線作業は新庁舎建設に含まれているが、設置上必要な配線等は全て行うこと。

3 システム仕様

・議場システムの基本要件

- ①本会議を円滑に運営するために、発言者以外の者が明瞭に発言を聴き取ることができるよう発言者の音声を適正に拡声する機能を有すること。
- ②会議録作成のために必要な音声を長時間、高品質で録音できる機能を有すること。
- ③本会議を中継するために必要な会議映像を高画質で撮影でき、映像および

音声を録画できる機能を有すること。

- ④本会議の映像をインターネット中継や議会事務局等へ配信する機能を有すること。
- ⑤撮影した映像にテロップを表示させるなど編集する機能を有すること。
- ⑥発言残時間、出席議員数、賛否の状況など議場内モニターに表示できる機能を有すること。
- ⑦制御操作システムは、マイク、カメラ、テロップが連動して、事務局職員が1名で操作できる機能を有すること。
- ⑧会議の開始を周知する機能を有すること。

・議場マイク設備

- ①無線方式の会議マイクシステムとすること。また、機器の故障時における迅速な対応や代替機の素早い手配が可能であることなどメンテナンス性を考慮し国内メーカー製とすること。
- ②マイクの必要個数は53台、内訳は下記のとおり。

| | |
|--------|-----|
| ・議長用 | 1台 |
| ・事務局長用 | 1台 |
| ・質問席 | 1台 |
| ・演壇 | 1台 |
| ・議員席 | 20台 |
| ・執行部席 | 24台 |
| ・議会事務局 | 3台 |
| ・予備 | 2台 |
- ③各席には起立発言時でも確実な集音を可能とするためグースネックマイクを設置すること。また、マイクには防風を有しユニットと着脱可能とすること。
- ④マイクは発言者に合わせた微調整が可能な可動箇所を設け、稼働状態が判るよう発言可能時はマイクヘッドが点灯すること。
- ⑤採決ボタンを設け、採決結果を議場内ディスプレイに表示できること。
- ⑥議場内の拡声は会議マイクユニットにあるスピーカーおよび議場内スピーカーによる拡声が行えるものとする。
- ⑦入出力音声レベル調整およびハウリング対策等音響調整機能を有していること。
- ⑧個々のマイクの個別音量調整が可能であり、議席レイアウトごとに音量値の登録が可能であること。
- ⑨議場マイク設備によりUSBとSDカードの録音が可能なこと。

- ⑩基本的にはマイク操作は事務局職員が行うが、操作機器に不具合が生じた場合、会議マイクシステム単独で運用(手動マイク操作)が可能であること。
- ⑪会議マイクユニットの故障や式典時等の対応のため無線式のワイヤレスハンドマイクを4本用意すること。
- ⑫会議マイクユニットおよびワイヤレスマイクに必要なアンテナを議場に合わせた最適な本数を据付けし、充電器も必要数用意すること。
- ⑬議場内にW i F i (2 . 4 G H z 、 5 G H z) が整備されるため、会議マイクユニット等への干渉が起きないように対応すること。
- ⑭会議マイクユニット等の音声は、拡声設備、録音設備、録画設備、別途配信設備(議会事務局等、インターネット中継)へ送信すること。
- ⑮会議マイクユニット等の音声、制御を点検するための自動点検機能を有すること。
- ⑯瞬停や停電時に録音データが消失しないよう、一定時間電源を確保できるよう無停電電源装置を設置すること。
- ⑰会議マイクユニット等には、抗菌・抗ウイルス施行がほどこされているなど衛生面に配慮すること。

・集音マイク設備

- ①議場内天井に集音マイクを2台設置し、不規則発言の集音や会議マイクのバックアップ集音を行うこと。

・拡声設備

- ①発言の内容を明瞭に聴き取るために、議場内にラインアレイスピーカーを4台設置すること。
- ②傍聴者へ発言内容が明確に伝わるようにするため、シーリングスピーカーを3台設置すること。
- ③議会の状況を伝えるために議会事務局にシーリングスピーカーを1台設置すること。
- ④議場内、傍聴席、議会事務局への拡声スピーカー用として専用アンプを設置し各所へ均一の音声が届くよう設計・配置すること。

・カメラ設備

- ①発言者、執行部および議場内撮影用にフルハイビジョン対応回転型カメラ3台を設置すること。設置場所は議員席後方に1台、議長席後方の左右に2台を設置する。
- ②カメラは、議長席や発言者などに瞬時にカメラが動くことができる、光学ズ

ームレンズを有し対象者のクローズアップができること。

- ③カメラごとに撮影する対象者を設定することができること。また、対象者ごとに最適な角度、大きさなどを設定できるものとし、操作席より対象を選べるようにすること。
- ④突発的なカメラ操作が必要な場合に備え手動操作ができる専用リモコンを用意すること。
- ⑤議場の照明を用いて必要なズームを行っても、十分な撮影ができるような解像度、画素数が保たれるようにすること。

・オンエア映像切替設備

- ①設置する3台のカメラ映像は、事務局操作席から映像の切替など操作できるようにすること。
- ②ピクチャーインピクチャー機能を制御操作システムにより3台のカメラ映像および外部入力端子からの映像を自由に親画面、子画面に設定し映像出力ができること。
- ③カメラ映像に議案、議員名などのテロップを載せる、録画設備で録画ができ、配信機器（議会事務局等、インターネット中継）へ送出できること。

・場内表示設備

- ①議場内に3, 820×2, 160ドット以上の解像度を有する55型の液晶モニターを壁面に4台設置すること。
- ②将来に傍聴席へモニター設置（32型程度）が可能となるよう機器構築を行うこと。
- ③1階エントランスロビーに既設テレビモニター（移動式）が設置されることから、議会映像を配信できるようにすること。
- ④議会事務局に1, 920×1, 080ドット以上の解像度を有する32型液晶モニターを壁面に設置すること。
- ⑤議長席後方に式典対応や資料表示用として120型の電動巻上式スクリーンとビデオプロジェクターを設置すること。
- ⑥液晶モニター等の設置について、壁面の強度を十分に考慮し、必要に応じ補強をすること。
- ⑦議長席、局長席、演壇、質問席に1, 024×600ドット以上の解像度を有する10型程度のモニターを設置すること。
- ⑧議場内のモニター（55型および10型）は、事務局操作席からの操作により議案、議員数、発言残時間、現在時刻、電子採決結果、HDMI受信機からの映像などを表示できること。

⑨演壇、質問席にHDMIの入力端子を設け、タブレットやノートパソコンなどからの映像を場内のモニターへ送信できること。

・議場内映像切替設備

①制御操作システムの操作で入力ソースと出力先を選択可能な場内映像切替設備を用意し、場内表示設備へ①議案、議員数、発言残時間、現在時刻、電子採決結果などの議会運営に関わる映像、②HDMI入力端子からの映像、③テロップ付与されたカメラ映像を各設置モニターに切替で表示可能とすること。

・録音設備

①メインとなる録音はマイクコントロールユニットあるいはデジタルレコーダーにあるSD端子とUSB端子で、同時録音もしくはリレー録音を可能とすること。
②サブの録音用に上記①の録音機器以外に1台のデジタルレコーダーを設置すること。メイン、サブともに制御操作システムのソフトウェアによる制御ができること。
③SDカード、USBフラッシュをそれぞれ32GB、2枚用意すること。
④瞬停や停電時に録音データが消失しないよう、一定時間の電源を確保できる無停電電源装置を設置すること。

・録画設備

①業務用のハードディスク&ブルーレイレコーダーを1台設置し、制御操作システムのソフトウェアによる制御ができること。また、オンエア映像切替設備からの映像(HD-SDI)をテロップ付きで録画できること。
②録画映像を確認、操作できるモニターを事務局操作席に設置すること。
③瞬停や停電時に録画データが消失しないよう、一定時間の電源を確保できる無停電電源装置を設置すること。

・制御操作システム

①事務局操作席に本システムを集中制御可能な制御操作システムを設置すること。
②制御操作システムはパソコンによるものとし、マイクが連動するシステムとし、操作は職員1名で行えるものとする。
③操作は、液晶タッチパネル方式としマウス、キーボードでも操作が可能であること。また、液晶タッチパネルは、21型程度とすること。
④操作に必要な機器は、原則として事務局操作席に設置することとし、操作に不要な機器は調整室の議場機器架に設置すること。
⑤議場内の座席レイアウト（議長席、事務局長席、議員席、演壇、質問席、執

行部席)を表示したボタンを操作することで、マイク、カメラが連動し、議員名などテロップ表示が行えること。

- ⑥個別マイク音量操作、カメラテロップの表示・非表示の操作が行えること。
- ⑦タッチパネルから発言者のマイクのスイッチは操作可能とすること。また、同時に発言可能なマイクユニットは3台以上設定可能であること。
- ⑧議長席は常に発言可能な状態を維持できるものとし、その他の席においても設定により変更が可能であること。
- ⑨各席以外に議員全景、執行部全景、議場全景など複数のカメラポジションの登録ができること。登録したポジションは操作により瞬時に切替可能であること。
- ⑩開議操作および録音操作は同時に行う必要があるため操作が容易に行えること。また、容量不足により途中で録音ができなくなる事態を避けるために残時間など表示が可能であること。
- ⑪テロップの作成は、職員が容易に行えるものとする。また、会議中においてテロップが必要となった際に作成したものを表示可能とすること。
- ⑫テロップは、会議の状況(議案、一般質問、採決など)、会派名、議員名など画面上に複数のテロップ表示に対応できるものとする。
- ⑬「開議前」、「休憩中」などの静止画像を会議の放送中に切り替えて表示することができるものとする。また、表示切替の操作は容易に行えること。
- ⑭座席レイアウトは複数のパターン設定ができ、簡単に登録、切替ができること。
- ⑮座席の氏名登録などの変更は、職員が簡単な操作で変更、追加が可能であること。
- ⑯議案、議員数、発言残時間、現在時刻、電子採決の表示制御機能を有すること。
- ⑰発言残時間は、あらかじめ設定した時間を登録できるものとする。また、手動入力により残時間の修正や変更が可能であること。
- ⑱会議中の操作ログを記録し会議終了後に議事経過として出力し議事録作成に活用ができること。
- ⑲制御操作ソフトウェアおよび議場表示設備へ表示される議案、議員数、発言残時間、現在時刻は視覚的に見やすくするなど配慮すること。
- ⑳制御操作システム(パソコン)に障害が生じた場合でも、マイク単体システムとして使用可能および録音が可能であり議会運営に支障をきたさないこと。
- ㉑事務局操作席以外から簡易操作が行えるタブレットパソコンなど小型機器を可能な限り用意すること。

- ②瞬停や停電を考慮し、一定時間の電源を確保できる無停電電源装置を設置すること。
- ③開議ブザーを議場内スピーカーから鳴らすことが可能なこと。操作は、事務局長席から行えるようにすること。
- ④マイク点検機能の他にシステム点検機能を有し、ログを出力できること。
- ⑤議員の氏名、執行部の役職、議場内表示用の議案データなどはインポート、エクスポートによる編集ができ議事運営の負担軽減が図れること。
- ⑥議場システムの主軸となるマイクの機能、性能を熟知し、不具合時に原因調査が迅速に対応できるようにし、可能であるならばマイクメーカーあるいはその販売代理店と同一社内製のソフトウェアを用いること。
- ⑦議会で審議する議案を事前に登録することで議会運営を円滑に行う機能を有していること。

4 設置関係

- ①マイクユニット、録画機器、制御システムなど議場システムを構成するものすべてにおいて快適に動作し安全に稼働する製品を選定すること。
- ②システム構築上必要な配線ルート、敷設方法などは新庁舎建設に伴う部署や施工する業者と綿密な調整を行い進めること。また、互いの業務に支障なく効率的に業務を行うよう取り計らうこと。
- ③議場システムの配線については、極力目立たないように考慮すること。
- ④本仕様書に記載のないものでも、議場システムを運用するにあたり必要な機器、機材、配線等の部材も含めて設置すること。

5 研修および運用

- ①議場システム構築完了後、操作マニュアルを作成すること。なお、データ、書面の両方を提出すること。
- ②操作マニュアルや説明書を参照し、職員が日常のメンテナンスができるなど保守が容易であること。
- ③議場システム運用開始前に、操作する職員に対し操作説明などの研修を行うこと。
- ④議場システム導入後の初回の議会定例会において、会議初日はシステム操作に精通した者が立ち合うこと。
- ⑤議場システムには不正利用を防止するなど必要に応じたセキュリティ対策を実施すること。

6 特記事項

本仕様書は、安中市新庁舎議場システム構築委託事業の基本的内容を示すものであるが、設置・運用を支障なく行うため、この仕様書に記載のない事項であっても業務の性質上当然実施しなければならないもの、また、本事業を遂行するために必要な事項はすべて受注者側が考慮のうえ提案すること。

また、本委託事業は新庁舎建設と連動して行うものであり、新庁舎建設工事の進捗等の影響で工期の調整等の対応が生じる可能性があることに留意すること。